

事業者の皆さんへ補助制度のご案内

～町の補助金を活用して事業活動を促進しよう～

1 労働力確保対策補助金

労働力を確保したい事業者を応援します!!

対象経費	補助限度額
労働力確保対策事業に係る経費の2分の1	30万円

【対象者】

- ・町内に事務所、店舗または工場を有する中小企業者、小規模事業者
- ・町内に福祉施設等を有する医療法人、社会福祉法人

【補助対象経費】

- ・求人サイトおよび広告掲載料
 - ・求人パンフレット印刷製本費
 - ・求人看板作成・設置費用など
- ※事業開始前の申請が必要です。



固定資産	営業開始日後最初に固定資産税を課税される年度から起算して5年度
事業所敷地である土地	取得の翌日から3年以内に建設に着手した場合 →着手後最初に固定資産税を課税される年度から起算して5年度
	取得の翌日から3年を超え5年以内に建設に着手した場合 →着手後最初に固定資産税を課税される年度から起算して3年度

(2) 雇用奨励金

事業所を規則で定める地域内に立地し、かつ、下記表の要件に該当する企業者に交付することができます。

【交付額】

営業開始日後3年において引き続き1年以上雇用している地元従業員の数に10万円を乗じて得た額となります。

※次の要件を満たす場合に交付することができます。

新設の場合	立地に係る固定資産および事業所の敷地である土地の取得額が3,000万円以上で、かつ、営業開始日において地元従業員が10人以上であること。
増設の場合	投下固定資産の取得額が2,000万円以上で、かつ、営業開始日において地元従業員が5人以上であること。
移設の場合	投下固定資産の取得額が1,000万円以上で、かつ、営業開始日において地元従業員が3人以上であること。

2 企業立地奨励金

(1) 立地奨励金

立地に係る固定資産の取得額が1,000万円以上である企業者を対象として交付することができます。

【交付額】

固定資産相当額となります。
※交付の対象となる期間は次表のとおりです。

お問い合わせ・申請窓口 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

下水道事業は公営企業会計に移行しました

本町では、下水道事業の持続的で安定的な事業運営のため、公共下水道事業と漁業集落排水事業について、令和5年4月1日より地方公営企業法の財務規定などを適用し、これまでの官公庁会計(単式簿記)から公営企業会計(複式簿記)へ移行しました。

地方公営企業法の適用は主に会計方式の変更となりますので、お手続き方法など使用者の皆さんに直接の影響はありません。

☎ 上下水道事業所 下水道係 ☎46-5600

全国どこの処方せんも
受付けしています

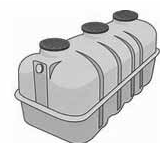
こさか調剤薬局
有限会社 小坂調剤

南三陸町志津川字沼田 150-145
TEL 0226-47-2355 FAX 0226-47-2350

■学習《少人数制/幼・小・中》
■書道《幼・小・中&高校・一般》

入会・随時!
廻館『教室』

TEL 090-7076-6386
志津川字新井田 34-115 佐々木 光之



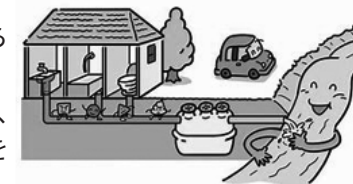
単独処理浄化槽・くみ取り便槽 をお使いの人へ

合併処理浄化槽への転換をご検討願います。



令和5年度から令和9年度までの5年間に限り
100戸(年間20棟)限定で補助金を増額します。

これまでの合併処理浄化槽の設置費用の補助金(5人槽332,000円、7人槽414,000円など)に加えて単独処理浄化槽またはくみ取り槽から転換する場合は、宅内配管費用として300,000円を上限に補助します。
更に、既存槽を撤去する場合は、その費用として、単独槽120,000円、くみ取り槽90,000円を上限に補助します。その他、単独処理浄化槽を雨水貯留槽等に再利用する場合は90,000円を上限に補助します。



補助事業の概要

1 補助対象区域

(次の区域を除く町内全域が対象)

- ① 漁業集落排水処理区域(袖浜処理区)
- ② 公共下水道処理区域(伊里前処理区)

2 補助対象建物

- ① 申請者が居住する専用住宅または居宅部分の割合が1/2以上の住宅兼店舗
- ② 新築または増改築(建売や賃貸目的は対象外)

3 補助対象者(居住実態のある者で既に補助を受けたものを除く)

- ① 家屋新築に伴い設置する者(親と同居の子が独立する場合は対象とする)

- ② 単独処理浄化槽・くみ取り便槽から家屋の増改築に伴い設置する者
- ③ 受け付けは予算の範囲内で、申請書の提出順に行います。

4 転換による効果

※合併処理浄化槽は台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま流してしまう「汲取り便槽」や、トイレからの汚水処理だけに対応した「単独処理浄化槽」と比べて排水の汚れが少なくなり、河川や海をきれいにすることにつながります。是非この機会にご検討を!!

☎ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎46-5528



犬の狂犬病予防注射(集合注射)について



飼い犬には年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。町で下記の日程で集合注射を実施します(飼い主の人には通知を発送します)。

なお、動物病院で予防注射を受けた場合は、役場にて注射済票の交付を受けてください。

令和5年度狂犬病予防注射(集合注射)日程

月日	時間	会場
4月20日(木)	午前9時30分～9時50分	清流会館前駐車場
	午前10時10分～10時40分	旧入谷公民館
	午前11時10分～11時30分	大船地区公民館前駐車場
	午後1時10分～1時40分	戸倉公民館前駐車場
	午後2時10分～2時40分	ベイサイドアリーナ前駐車場
4月21日(金)	午前9時30分～9時50分	上沢集会所前駐車場
	午前10時10分～10時30分	活性化センターいずみ前駐車場
	午前10時50分～11時30分	平成の森駐車場(管理棟前)



犬を飼っている皆様へ

飼っている犬が散歩中にフンをしてしまった場合、飼い主が責任を持ってフンの処理をしなければなりません。フンの処理を行わないと地域の人への迷惑となり、公害となる可能性もあります。ルールを守って正しく生活しましょう。

☎ 環境対策課 環境政策係 ☎46-5528